

該当制度一覧表 (○：該当, △：一部該当)

手帳・等級など 制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			障害基礎年金		難病患者	概要
	1	2	3	4	5	6	㊤	A	B	C	1	2	3	1	2		
手当・年金	心身障害者(児)福祉手当	○						○						○			・月額3,000円(年1回3月末) ・施設入所者不可 ※1年以上の居住要件有
	特別障害者手当	△						△			△			△			・日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳以上の方(月額26,620円) ・施設入所者や3カ月以上入院の場合は非該当
	障害児福祉手当	△						○			△						・日常生活に常時特別な介護を必要とする18歳未満の方(月額14,480円)・施設入所児は非該当
	特別児童扶養手当		○					○			△						・日常生活に介護が必要な18歳未満の保護者(月額1級51,100円/2級34,030円) ・施設入所児は非該当
	児童扶養手当	△															・父または母が一定の障がいの状態にある場合
	障害基礎・厚生年金等										△						・国民年金法施行令の障害等級表による
	難病患者福祉手当															△	・月額3,000円(年2回9月末・3月末) ※医療受給者証の保有と1年以上の居住要件有
	心身障害者扶養共済年金		○						○								・保護者に万が一のことがあった場合に残された障がい児(者)に終身年金を支給する制度
	手帳取得経費補助								○								・障がい者手帳の取得経費を補助
医療	更生・育成医療			○													・障がいを除去・軽減するための手術等の9割を保険者と公費で負担する制度 (育成医療については身体障害者手帳の有無は問いません。)
	マル福・神福	○	△					○						○			・健康保険の自己負担を助成する制度。身体障害者手帳3級は内部障害かIQ50以下の方が該当
	後期高齢者医療制度の早期適用	○		△				○			○						・65歳以上75歳未満の方 ・身体障害者手帳4級は下肢の一部と音声言語障害の方が該当
福祉用具	補装具費の支給															△	・身体の欠損部位や障がい部位を補うための福祉用具の購入・修理費用の一部を公費で負担する制度
	日常生活用具の支給															△	・日常生活用具の購入の一部を公費で負担する制度
税の軽減	所得税・住民税の障害者控除													○			
	自動車税・自動車取得税の免除												○				
交通	JR・私鉄旅客運賃等割引																各社で規定
	路線バス無料バス交付													○			・関東鉄道の路線バス(銚子駅~鹿島神宮駅間)が無料になるパス券(市内の停留所で乗降する場合) ※1年以上の居住要件有
	いばらき身障者等用駐車場利用証												○			△	・県内他30府県の障がい者等用駐車場で利用可能
	全国の有料道路割引													○			・全国の有料道路料金が半額になる制度(2種は、障がい者本人運転のみ)
	神栖市福祉タクシー	○												○		△	・医療機関への通院等の料金を助成
	運転免許証取得費補助		○														・運転適正試験に合格した方
	自動車改造費助成	△															・下肢又は体幹機能障害1・2級の方
	駐車禁止除外の対象		△														○
その他	NHK受信料の割引															△	・障害者手帳をお持ちの方が居るご家庭のNHK受信料が割引されます
	郵便葉書の無償配布	○															○

この表は、平成27年4月1日現在の主な制度を一覧にしたものです。一部変更されている場合があります。